

令和５年度 第４回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和６年３月２７日（水） １３時３０分～１７時

開催場所 生駒市役所 ４０１・４０２ 会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、相川委員、清水委員、中尾委員、藤田委員、
生駒委員、正垣委員

（事務局）梅谷地域コミュニティ推進課長、和田地域コミュニティ推進課主幹、赤松
地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係長、沖本地域コミュニティ
推進課地域コミュニティ推進係員

（担当課）（総務部）飯島総務課長、酒見総務課課長補佐、知浦行政経営課長、掛樋行
政経営課主幹

１ 開会

２ 案件

（１）自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討について

【中川委員長】案件の１番、「自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討」
について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料１、資料２、資料３」

【中川委員長】質問が無ければ、このまま議事を進める。

（２）自治基本条例の見直し・検討（第７章第１節）

【中川委員長】案件の２番、「自治基本条例の見直し・検討（第７章第１節）」を行う。
事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】第 7 章第 1 節を検討する。第 36 条（条例制定等の手続）において、私から、審議会における公募比率と女性比率の運用について意見を出している。これに対する回答を総務課からいただきたい。

【総務課】附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針を定めており、その中で女性委員の比率を 40%以上とすることを目標として掲げている。附属機関の公募に関する基準もあり、公募市民の比率は 20%以上にすることを目標として定めている。なお、委員の資格が法令等により制限されている附属機関、委員に対し専門的な知識・技能等を要求する附属機関、行政処分不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関に関しては、公募市民は適用除外となっている。

【中川委員長】相川委員からまちづくりに関する重要な条例について、重要かどうかを判断するのは誰かという質問が出ているが、これに関してはいかがか。

【相川委員】条例案を提出する際に市民参画等の有無のチェックはどのように行われているのかも、併せて確認したい。さらに、主な取組状況の欄において女性委員の割合は把握できたが、それ以外の地域・性別・年齢・国籍への配慮についても聞きたい。

【総務課】まちづくりに関する条例における重要性の判断について、総務課では法令審査を行っているが、基本的に重要かどうかの判断は原課が行っている。ただ、総務課で法令審査を行う際にも、その条例の制定改廃に当たってパブリックコメントの必要性がないかといった確認は行っている。

【相川委員】なぜこういう質問をしたかというと、1 月に開催された市民自治推進委員会のヒアリングの際に、自治基本条例に基づいた法令チェックができているかを総務課に尋ねると「していない」という回答が返ってきたためである。

【総務課】条例の中身に自治基本条例の趣旨が反映されているかについては、前回回答したとおりチェックしていないが、条例制定等の手続きにおいて法令審査を行う際

に調書を作成しており、その中の項目に立案過程で何をするのか、パブリックコメントの実施の有無等について記載する欄を設けているため、立案過程に関しては総務課でチェックをしている。

【相川委員】自治基本条例自身が市民参画を謳うものであるため、立案過程における市民参画を総務課でチェックされているのであれば、前回のヒアリング時にもう少し踏み込んだ回答をいただきたかった。公募市民の性別以外への配慮についてはどうしているか。

【総務課】附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針において、委員の選任にあたっては、附属機関の設置目的、所掌事項等に応じ、地域の均衡、国籍等に配慮した委員構成となるように努めなければならないと定めている。また、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引きの中でも、自治基本条例を踏まえ、委員の選任の際は地域性別、年齢、国籍等に配慮するよう定めている。

【相川委員】女性に関してはしっかりとチェックされていると感じるが、年齢等のチェックリスト、例えば何十代の委員が何割いるのか等については調べていないのか。

【総務課】今は調べていないが、今年から年に１回程度、附属機関の運営状況のチェックを行う予定であるため、必要に応じて検討する。

【相川委員】年代ぐらいなら把握も難しくないと思うので、ぜひ検討いただきたい。

【中川委員長】公募市民へのサポートは行われているのか。

【総務課】公募市民に会議への参加を依頼する場合は必ずその委員会の目的や概要を伝えることを手引きで定めているが、会議における委員の役割や審議案件等を事前に説明すること、研修などの実施についてはルール化しておらず、各課の判断に任せている。

【中川委員長】次に、行政経営課に対して、清水委員から質問をいただいている。

【清水委員】前回の見直し時の意見に対する回答が明確でなかったなので、改めて回答

をいただきたい。

【中川委員長】パブリックコメントの意見提出件数が相対的に少ないものについて、肯定的に考えてはいけないと思う。意見数が少ないということは市民が行政運営に満足しているということではなく、市民の関心が少ないということであり、危惧すべきことである。その前提で、清水委員の意見についても回答をいただきたい。

【行政経営課】委員長の意見のとおりだと考える。別の会議で出た意見で、計画の内容を掲載するホームページへのアクセス数や、生涯学習施設に配架した計画の冊子がどれくらい持ち帰られたかを把握することで、何人の市民がその計画に興味を持っているかがある程度わかるのではないかというものがあった。とても良い意見だと感じたので行政経営課でもパブリックコメントを実施した際に、アクセス数や持ち帰られた冊子の数を把握した。その際のアクセス数は 223 で、冊子の数は 10 冊程度だった。

【清水委員】例えば、ホームページにアクセスした際、ページの下部分に「いいねボタン」や「困ったボタン」を付けて、ホームページを見た市民に押してもらうことで関心度やわかりやすさを把握する等の工夫があればより良くなると考える。これから DX を進めていく中で様々な手法を使って参画の仕組みを構築してほしい。

【中川委員長】相川委員から、パブコメや審議会への一般公募市民の参画以外の手法、つまり初期段階から多様な主体の意見を聴取できる仕組み作りはどこまで進んでいるのかという質問が出ている。

【行政経営課】前半のご質問について、回答は資料 2 に記載したとおりである。初期段階から市民の意見を聴取できるように、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）等の手法を、事業者のノウハウも活用しながら検討していきたい。

【相川委員】DX を進めていくのはとても良いと考えるが、市民の中には高齢者もいるので、DX にこだわりすぎず初期段階から市民参画できるような取組を検討してほしい。

【地域コミュニティ推進課】パブコメ以外の手法、広聴会や討論会、ヒアリングの実

施状況については、1月の委員会でも配布した参画と協働の事業調査に掲載している。

令和4年度に実施された参画の事業の内、附属機関やパブリックコメント以外には、住民説明会やタウンミーティング、フォーラム、シンポジウム等の意見交換会が4件、講座等が24件、ワークショップが10件ある。その他にもモニター制度や市民提案制度など様々な参画の事業が実施されている。

【中川委員長】では第37条（計画策定段階の原則）の検討に移る。公共施設総合管理計画の策定に関してはどのように市民参画・当事者参画が図られたのか。個別の施設ごとの検討に市民参画は図られているのか。

【行政経営課】個別施設計画では、現在市内に150ほどの施設があるなかで、それぞれの施設を今後どうしていくかが書かれている。老朽化が進む状況で、施設を存続させるかどうかを技術的な面から判断しているため、市民の意見は入っていない。

【中川委員長】それでは、市民は公共施設総合管理計画が策定されるところでしか関われないのではないのか。

【行政経営課】市民のアンケートについては、公共施設総合管理計画とは別の公共施設マネジメント推進計画の策定時に行っている。

【中川委員長】相川委員から、市民のまちづくりへの参画拡大やシチズンシップ共育の一環として、パブリックコメントを出すための講座をしてはどうかという提案が出ているが、これについてはいかがか。

【地域コミュニティ推進課】参画拡大のためのイベントとして地域コミュニティ推進課でも考える必要はあると思うが、いただいた意見は教育委員会部局にも共有していきたい。

【中川委員長】それでは第38条の検討に移る。行政経営課に対して、清水委員から令和3年度と令和4年度におけるパブリックコメント実施件数が0件になっているのはなぜかという質問が出ている。

【行政経営課】令和３年度にパブリックコメントの対象となる計画や条例がなかったためである。令和４年度については、生駒市議会で議員定数の見直しについてのパブリックコメントが実施されているが、パブリックコメント手続条例では市議会を対象外となっているため、自治基本条例の取組状況を記載する際にはカウントせず、０件とし報告した。

【中川委員長】パブリックコメントが適正に行われたかどうかを第三者的に評価する機関はあるのか。

【行政経営課】そういった機関はない。パブリックコメントの手続きについては条例で定めており、手引きも作成しているので、条例制定にかかる手続等は各課が対応している。必要に応じて手引きを見直すつもりだが、国の制度が変わった場合や要請があった場合は条例も変える必要があると考えている。

【中川委員長】国のパブリックコメントは行政手続法上の制度である。地方公共団体のパブリックコメントは行政手続法上ではなく、市民参画の制度上のものと私達は理解している。国のパブリックコメントに関する制度改正があれば参考にすれば良いと思うが、それよりも、自治事務としての審議機関を持つべきではないか。各委員から出ている質問を総括して申し上げるが、やはりパブリックコメントの意見提出者数が少ない。それを担当課の力だけで解決しろと言うのは酷な話であり、行政内部における啓発や協力依頼で済む問題ではないので、審議機関が必要だと考える。先行自治体の事例を学んで、改善を検討したほうが良いという意見を述べておく。では、第３９条（計画策定手続）に移る。この条文での総括は、公募市民の男女の比率のみならず、年齢のバランス、それから障がい者、あるいは国籍等に関するバランスについても一つの基準とするべきだということである。また、公募市民の研修やブリーフィング等のサポートについては先ほど回答をいただいたが、公募市民を委員として単に任命するだけでは困るので、当該審議会のミッションや専門的な課題、役割等についてある

程度勉強してもらえそうな体制を作ってほしい。

【相川委員】資料2を拝見していると公募市民に課題を抱えている部署が非常に多いことがわかるので、やはり何か仕組みが必要だと考える。

【中川委員長】一般公募市民への研修やサポートがないと、存在価値が減ってしまう。ブリーフィングを受けないままに参画し、会議でどう発言していいかわからない市民を増やしてはならない。しっかりとサポートする体制があれば生駒市民が安心して公募市民として参加できるのではないか。正垣委員の、審議会の意義やメリットを公募市民にも伝えていくべきであるという意見も参考にしていきたい。次に、私からの意見として、市の生涯学習部局の中で予算を充当して、自治基本条例を学習するコースを設定する必要があるということを述べておく。これは市民社会に必要な課題学習だ。要求課題にばかり対応していくのは生涯学習の逸脱であると考えてる。

【事務局】今いただいた意見は生涯学習課に伝えておく。

【中川委員長】以上で7章の1節の見直しを終える。

(3) 自治基本条例の見直し・検討（第7章第3節）

【中川委員長】案件の3番、「自治基本条例の見直し・検討（第7章第3節）」を行う。事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】それでは第46条（情報への権利）の検討に入る。相川委員から、情報公開の実施状況について細かく質問が出ている。これについて回答をいただきたい。

【総務課】まず、請求件数と処理内容の件数が合わない理由は、1件の開示請求において対象となる課が複数にまたがる場合があり、各課でその開示の決定をすると1件の請求に関して複数の決定が生じる事があるためである。次に、請求から開示までの日数について、生駒市情報公開条例上では開示請求があった日から起算して15日以

内となっているが、不開示事項の確認に時間を要する場合や対象となる行政文書が大量で事務作業量が膨大となった場合、開示決定等を延長することがある。令和５年度に延長となった件数は３件である。

【相川委員】１５日以内に開示できたものや延長となったものの割合は把握しているのか。

【総務課】毎年約１００件開示請求があるが、ほとんどの開示請求に関しては１５日以内で開示決定等をしている。また、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会にかける案件はどのくらいあるのかという質問をいただいているが、令和３年度は３件、令和４年度は０件、令和５年度は現在１件である。次に、市民からの請求等に関する相談体制については、総務課の情報統計係で総合窓口を設置し受け付けている。文書検索システムについて、市民が利用できるシステムは現在ないが総合窓口での文書目録の閲覧は可能となっている。総合窓口で市民から文書が見たい等の相談があればその内容を聞き、それに応じて担当課の職員と文章の有無や特定に努めている。最後に、頻繁請求人への対応について質問をいただいているが、これは大量請求を想定した質問だと認識している。総務課では基本的に開示請求の制限は考えていない。現時点で同様の文書の開示請求を複数回する人はいるが、その場合でも窓口の対応は行い、時間をかけてコミュニケーションを図り文書の特定を行うことで内容を確認し、同じ内容の開示請求にならないように努めている。

【相川委員】文書検索システムがないという事に驚いた。市民が検索しないで窓口に来た際、その対応にはスキルも必要になるうえに、職員の負担も大きくなるのではないかと。職員の負担が大きい場合、請求を断ることが出来るという内容が条例に入っている自治体もある。矛盾しているように感じるかもしれないが、心ある市民に向き合うために、窓口対応の負担が過大にならないように、しかし丁寧な対応を心がけていただきたい。

【中川委員長】では、第47条（情報共有制度）の検討に入る。第47条の表題は情報共有制度となっているが、条文や解説では情報公開についてしか触れていないので、解説で情報共有に踏み込んだ記述を入れるべきではないかと考えるが、いかがか。

【相川委員】確かに、解説が不足していると感じる。また、先ほども質問したが、文書検索システムは本当はないのか。もしあれば、市民が知りたいことを窓口まで行かなくても検索できて便利だと考えるが、検討もしていないのか。

【総務課】先ほども回答した通り検索システムは存在しない。検索システムがあっても、検索する文書名と市民が想定する内容に齟齬が生じた場合、システムの中では該当文書にたどり着けないおそれがあるため、現在は直接コミュニケーションを図り、希望の文書を担当職員が特定する方法を採用している。

【相川委員】ファイル検索システムが国にあり、それが分かりやすいので参考にしてほしい。回答いただいた通り、何から調べたら良いかわからない市民に対しては窓口でのコミュニケーションが必要だと思うが、ある程度行政の仕組みが理解でき、開示請求までしなくてもファイル名が検索できたら納得出来る人も生駒市には一定数いると思う。全庁的な話になると思うが、ぜひ文書検索システムの導入を検討してほしい。

【総務課】今いただいた意見は、情報公開をするためのファイル等ではなく、情報提供として市民が見ることができるよう資料の検索システムについての意見という認識で良いか。例えば今、市ホームページに多くの情報があるが、バラバラに掲載されている。それに対して検索システムがあれば、各部署の様々な資料が簡単に探せて便利であるという意見だったのか。

【相川委員】そうしたシステムがあれば市民が開示請求しなくても済むと思い発言した。

【総務課】各課で交付している補助金等をまとめたページを作る等、市民が検索しやすいように体制を整えている最中ではあるが、そこまでの検討はまだされていない。

【中川委員長】第 47 条の表題と条文・解説文の矛盾について、解説文を「条例上は情報公開体制を整備していますが、市民参画を促進するため、情報公開よりさらに踏み込んだ情報共有体制を整備することに努める必要があります。」と改正してはどうか。情報共有とは市から積極的に市民に情報を渡すことである。ただ単に情報を公開するだけではその情報を届ける必要がある市民に行き渡らない。当事者に資料を渡すことを怠ってはならない。

【森岡副委員長】参画と協働を進める中で情報共有が必要になってくる場合があるのであって、手当たり次第に情報共有をすれば良いという話ではない。

【中川委員長】副委員長からも発言があったとおり、参画と協働を前提とした場合に求められるのが、情報共有の原則である。敵対する関係の人々の間に情報を共有するのではなく、市民と協働、あるいは市民に参画してもらうことを前提としたときに情報共有の原則が働くため、やはり解説文の改正は必要ではないか。では次、第 48 条（情報収集及び管理）の検討に入る。相川委員から、解説文の「必要なときに職員の誰もが引き出せるように」の部分について、センシティブ情報などは限られた職員しか扱えないように制限するのがスタンダードだという意見が出ている。例えば、住民基本台帳を市民課の職員が閲覧できるのは当たり前の事だと思うが、市民課以外の職員は簡単に見ることはできないはずだ。当然の話なので、あえて解説文にそれを記載する必要がないと考えていた。

【相川委員】「誰もが」引き出せるという部分に引っかかった。誰もが引き出せる情報もあれば、その権限を持つ人しか引き出せない情報もあるのが今の常識だと思うので、解説文の書きぶりを訂正したほうが良いと考えた。

【中川委員長】では、第 48 条は解説を改正し、誰もが引き出せるという部分を修正することとする。

【事務局】また、解説については、既存の法律として生駒市情報公開条例の第 27 条

を追加していただきたいと考えている。

【中川委員長】では、その２点について改正するということでよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】次に、生駒委員から、職員個人レベルでの情報発信共有について質問をいただいている。

【生駒委員】地域の課題や他市の事例等、些細なニュースを職員間で気軽にシェアできる仕組みがあるかを聞きたい。

【地域コミュニティ推進課】庁内のイントラネットの中でチャットラックというビジネスチャットが導入されていて、個人間の情報のシェアが可能となっている。また、庁内イントラネットにおいて電子会議室という仕組みも導入されていて、その中で事務手続きの棚卸や、組織内の情報共有が行われている。

【中川委員長】清水委員から、オープンデータ化が進んでいく中で、開示できるものとできないものを峻別し、前者に関しては公開していく必要があるという意見が出ている。開示できる情報は積極的に公開していく必要があり、職員だけでなく市民も引き出せるように整備する必要があるため、解説の文言が時代に合っていない。この件についてはデジタル推進課と協議されたい。また、公文書管理に関する条例、規則の整備はしているのか、その在り方に関する審議会を設けているのか、公文書管理法の柱の一つである「利用（利活用）」について生駒市の条例や規則で定めているのか、行政文書の取扱いの研修は実施しているのか、各部署に文書管理責任者がいるかについてはどうか。

【総務課】公文書管理については生駒市行政文書管理規則及び生駒市行政文書取扱規程を定めているが、その在り方に関する審議会は設けていない。また、文書管理責任者については、行政文書管理規則において文書責任者を定めており、各課の長が担っている。

【相川委員】行政文書管理規則に利活用に関する項目がないことに関しての回答をいただきたい。

【総務課】公文書管理法では歴史的公文書の扱いについて規定されていて、いわゆる通常行政文書とは異なる歴史的な文書の利活用についての質問と捉えているが、そちらについては、現在未策定である。

【相川委員】行政文書の取扱いに関する職員研修についてはどうか。

【総務課】職員研修については管理規則・取扱規程を策定した際に、管理職・係長を対象に研修を行った。また、職員全般に向けて運用の手引きを作成し周知の徹底を図っている。

【中川委員長】第 46 条でデジタル推進課から、「オープンデータポータルサイト運営やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や公開データの充実、利活用促進等を図りますと書いてあります。」と記載いただいているので、それを第 48 条の解説に盛り込むべきではないか。

【清水委員】令和 6 年度に組織改編があり、デジタル担当の部署も大きく変わると思うが、おそらく情報公開にも今後本腰を入れていくつもりではないかと考えるので、それを加味したうえで第 48 条の解説を変更していただきたい。

【中川委員長】公文書保存とビッグデータと情報政策は三位一体で進める必要がある。それを放っておくと行政文書が保存文書に代わり、廃棄できず管理しきれなくなってしまうので、早く手を打つ必要がある。解説に、今申し上げた主旨をできるだけ反映してほしい。市民にも利活用できるビッグデータの開発、情報公開、あるいは情報共有に努めていくことを第 48 条に追記すれば良いと考える。

【森岡副委員長】文書のデジタル化は必要だと思うが、より重要なのはデジタル化さ

れた文書をどう管理していくかである。過去のデータを保管するなかで、検索すればいつでも手元に引き出せるようにしておかないとデジタル化する意味がないので、管理方法もあわせて検討していただきたい。

【相川委員】何年前から行政文書をすべて電子化しているのか。

【総務課】電子決裁システムは令和４年度に導入した。

【中川委員長】第４９条（個人情報の保護）の検討に入る。個人情報保護全般に関する職員研修はどのように行っているか、個人情報保護に関する市民への啓発等は市として行う予定があるかという質問が相川委員から出ている。

【総務課】個人情報の研修について、今年度は４月に新規採用職員を対象に、８月に会計年度任用職員を対象に、２月に係長級の職員を対象に行った。少なくとも年に１回は新規採用職員に向けて実施しているが、役職に応じて扱う個人情報も変化するので、今後も様々な役職を対象に実施していきたい。個人情報保護に関する市民への啓発については、今年５年度から個人情報保護制度が、生駒市個人情報保護条例から個人情報保護法による運用に変わった際に、ホームページや広報紙を通じて周知した。今後も情報公開制度および個人情報保護制度の状況等について、同様の方法で周知していく。

【相川委員】法改正が頻繁にあり、その影響で一部の自治体では市民の過剰反応が起きていると聞いている。まちづくりをおこなううえで、災害時に支援が必要な人の名簿が作成されない等、必要な情報までも制限してしまわないように、わかりやすいパンフレットがあれば良いと考える。

【森岡副委員長】自治会でも同様のことが発生している。どこまでが個人情報保護法の対象となるのか、市民に説明する機会が必要である。

【中川委員長】住民自治を担っている団体の名簿を行政が引き継ぐ仕組みを整えることや、各種名簿を取り扱う市民に個人情報保護の研修を受けてもらうことが必要では

ないか。また、自治会にも個人情報取り扱い団体として自覚を持ってもらうための研修を行うべきだ考える。特に防災での情報管理は住民同士で行う必要があるが、それには地域の信頼関係が重要である。

【事務局】第 49 条の解説について、個人情報保護制度の運用が変わったので、解説にある「生駒市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）と同法に基づく生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」に変更したほうが良いと考えるがどうか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】自治基本条例に関するチェックシステムを作成されたい。条例の趣旨に合致しているか、あるいは反するものはないか、行動原則を踏み外していないか等をチェックする必要がある。自治基本条例が自治事務の最高規範であり、法律を超えることはできないとはいえ、条例を監視する条例であることは忘れてはならない。

【総務課】検討する。

【藤田委員】公募市民について、3 年程度前の話であるが、障がいがある方が選出された際のサポート体制がないということであった。興味がある部門というのは、市民自身が選ぶのか。

【総務課】3 分野程度、希望の部門をご自身で選んでいただく。

【藤田委員】市が公募市民を選出する際に、障がいの有無は分かるのか。また、障がい者手帳等の情報を記入する欄はあるのか。

【総務課】書類に自由記述欄が設けられており、障がいに関する情報をご自身で記入いただければ情報は届くが、障がいの有無等を問う欄はない。

【中川委員長】以上で 7 章の 1 節の見直しを終える。

（４）自治基本条例の見直し・検討（第 7 章第 2 節）

【中川委員長】案件の４番、「自治基本条例の見直し・検討（第７章第２節）」を行う。
事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】第４０条（市民自治の定義）に関して議論を進める。市民自治の定義は第４０条に記載があり、共同体意識の形成が可能な一定の地域、つまり地縁団体等のコミュニティを意識した記載内容である。しかし、第４０条の第２項、市民自治活動の主体では、コミュニティ型の自治会だけでなく、個人が主体のボランティアやNPO等の住民団体を含む内容になっている。学問的には地縁組織やボランティア、NPO等の市民活動団体の３種を市民自治活動の主体としているので、市民自治活動の定義として問題ないと感じるが、一方でまちづくりという言葉が頻繁に使用されており、第４０条第１項の説明内容と同義反復であるように感じられる。まちづくりの定義を再確認することで、より分かりやすくできるのではないか。まちづくりの定義を、近隣社会での共同体づくりや市民同士で行う課題解決に向けた取組、行政と市民がともに行う地域づくり、行政主体の公共工事等も含めた自治の仕組みすべてとすれば、まちづくりという言葉の曖昧さを解消できると思う。つまり、自治という言葉は固い印象を与えるので、まちづくりという表現に変えているということである。なお、まちづくりには様々な階層の活動があり、共同体意識の形成が可能な一定の範囲のまちづくりを市民自治と呼んでいるという考え方である。

【事務局】市民自治活動は、自治会活動等の地縁型の活動を指していると考えている。まちづくりは、まち全体を範囲としたテーマ型の活動や、若年層が行うマルシェ等も含めた活動というイメージを持っている。まちづくりに関わる方が、自治を意識しているかどうかは別のことであり、まちづくりと市民自治活動の異なる点であると考えている。

【相川委員】第２条は用語の定義をしている。まちづくりは「住み良い豊かな地域社

会をつくるための取組」と定義しており、テーマ型の活動や個人活動、事業者の活動等、すべてを含む表現としている。一方で、市民自治活動や市民自治活動の主体という言葉は定義がないので混乱が生じている。市民自治は考え方であり、市民自治活動は実践することである。また、第40条は市民自治を定義しているが、第1項の末尾が「まちづくりを行う活動をいう」となっていることで齟齬が生じていると感じる。市民自治が活動そのものを指しているとは考えにくい。

【森岡副委員長】市民自治協議会について、取り組める自治会と取り組めない自治会の差が大きいと感じており、地域内の市民自治に関する取り組み具合にも差が生じることを懸念している。できるところだけ進めるのではなく、近隣で協力して進めていく必要があると考えている。

【藤田委員】自治会の取組も含まれるので、結局自治を行っていることになるのではないかと。第40条第2項にも、市民自治活動の主体は自治会やボランティアと記載がある。

【森岡副委員長】広報紙を配るといった最低限の取組を自治会活動とするならば問題はないが、市民自治はもう少し広い範囲を指していると思っている。

【藤田委員】市民自治活動の中に自治会活動は含まれる。

【相川委員】第42条の2項はもう少し広い範囲で記載されている。

【中川委員長】相川委員の意見は、第40条第1項の末尾が「活動をいう」と記載されているが、第2項の書き出しが「市民自治活動の主体は」となっており、市民自治すなわち活動と記載しているにもかかわらず、市民自治活動という表現になっており、活動という文言が重複しているということではないか。

【相川委員】第40条だけでなく、第42条の2項にも関連する内容である。市が支援する市民自治活動は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動と記載されており、自治会や市民自治協議会の活動

ではなく、広くまちづくりに関する内容を指している。

【中川委員長】市民自治活動という言葉は問題なく、まちづくりという表現を整理してはどうかと考えていたが、相川委員の意見は市民自治に活動が含まれるのにも関わらず、市民自治活動という表現を使用するのはどうか、また市民自治協議会等の取組が、市民自治という表現に結びつきにくいという意見かと思う。

【相川委員】第40条は市民自治の定義となっている。まちづくりは第2条で定義されている。市民自治の定義が活動に限定されており、また、共同体意識の形成が可能な範囲など、空間的にも制限がある定義となっている。市民自治協議会等の取組は第40条の第1項で読み取れる一方で、第41条や第42条は空間的な制限には触れておらず、まちづくりのように広い範囲の取組を指す内容になっているため、複雑になっている印象を受ける。

【中川委員長】市民自治の定義では、面識的な関係が成立する範囲のコミュニティを指している。その他の条文では、空間や面積にこだわらないまちづくりに近い要素が含まれている。解決するために、まちづくりの内容を3層程度に分け、解説すれば良いのではないかと考え、先ほど意見を述べた。

【森岡副委員長】自治会はあるが市民自治のないところがある。広報紙を配るといった最低限の取組は行うが、それ以外のことは取り組まないという自治会がある。一方でこどものために夏祭りを実施するような自治会もある。自治会イコール自治ではなく、自治会イコールまちづくりでもない。

【中川委員長】自治基本条例の策定時にも議論があったが、住民自治と市民自治の違いは大変複雑な内容であり、市民に理解いただくことが難しいため、市民が実施することは全て市民自治に含まれるという考え方とした経緯がある。

【相川委員】市民自治の定義に、共同体意識の形成が可能な一定の地域としたのはなぜか。

【中川委員長】基礎的コミュニティの取組を意識して記載したものである。

【相川委員】一定の地域という記載があるので、市民自治協議会の活動を意識する方も多いのではないかな。

【森岡副委員長】自治会が地域活動の主体を担うことが多いが、主体とならない地域もある。懸念していることは、70代とそれ以下の世代で考え方が大きく異なることであり、市民自治等の言葉の定義が時代に合っているのかどうか、新しいまちづくりが求められる時代ではないかと感じている。

【中川委員長】議論が長くなるので、一旦次の案件に進む。正垣委員のご意見、まちづくり活動に対する市の支援は何か。また、藤田委員の意見、複合型コミュニティの活動事例紹介についてどうか。

【事務局】まちづくり活動に対する市の支援について、複合型コミュニティづくりを中心に、様々な人が参画しやすいコミュニティづくりの支援を行っている。また、市民活動推進センターにおいても、BASE 生駒という取組を通じて、様々な活動をした人々が集まり、つながっていくプラットフォームをつくっている。藤田委員の意見については、配布した参考資料のとおりである。

【藤田委員】複合型コミュニティづくりについて、今後の展望や年間の立ち上げ目標数はどうか。計画は継続していくのか。

【事務局】市には128の自治会があり、自治会館や公園等の活用できそうな拠点が100件程度見込まれるため、目標として取組を進めている。14自治会12拠点立ち上がっている。

【藤田委員】自治会長が1年交代や抽選制の自治会も多く、老人クラブ連合会から共同で実施しようと提案しても、自治会の理解が得られず取組が進まないことがある。新しく複合型コミュニティを立ち上げるにあたり、ネックになっていることはないか。

【事務局】複合型コミュニティに関する計画づくりについては、取組開始前にワーク

ショップやアンケートを実施しており、地域のニーズを踏まえた計画づくり等の伴走支援を行っている。ただし、自治会も現在の事業だけで手がいっぱいであり、新しい取組は難しいという声もあるので、金銭面の管理は自治会が担い、実際の運営は老人クラブ連合会が行っている例もある。その他にも、運営方法を実行委員会形式にすることができれば、地域の中で継続することができるのではないかと考えている。

【藤田委員】複合型コミュニティは地域共生社会と親和性が高いと考えている。取組を広めていくには障壁が多いと感じていたので、実行委員会形式のモデルを作る等、今後も取組を進められたい。

【中川委員長】複合型コミュニティは、基礎的コミュニティ支援型の事業であると考ええる。その他にも様々な事前意見等があるがどうか。

【地域コミュニティ推進課】清水委員からいただいた自治会加入率の低下、地域活動への参加状況が年々低下している状況に対してどのように対応するか、といった質問について回答する。現状、自治会の加入率は低下傾向であり、自治会加入に対するメリットの訴求や、若年層が自治会に関わる機会が少なく、関心を持っていない点が課題である。防災等の面においても、日ごろから顔の見える関係を築くことが大切であり、自治会活動に参加しやすい環境づくりを進めていくことが重要である。複合型コミュニティ等も進めつつ、電子回覧板の導入や集会所の Wi-Fi 整備等、ICT を活用した取組を進め、できる限り若年層が自治会活動に参加しやすいよう進めている。

【清水委員】デジタルデバイドへの対策について、スマートフォンの使い方講座等、初回の支援だけでなく継続した取組が求められるが、行政が主体となって実施するのではなく、住民同士で継続的に取り組めるような促しがあると良い。

【地域コミュニティ推進課】地域コミュニティ推進課では補助金を支給し、デジタル推進課ではスマートフォン教室を実施しており、来年度は地域内での指導者の育成等も実施する予定である。地域の中で支え合える関係性を広めていくことが大切だと考

えている。

【清水委員】地域担当職員については検討しなかったのか。

【地域コミュニティ推進課】市民自治協議会を立ち上げる当初は、地域担当職員等の構想があったが、地域に市民自治協議会の必要性が浸透しておらず、2小学校区に留まっている現状である。また、市の中でも様々な事業があるので、整合を取りつつ進めていきたいと考えている。また、小学校区単位で補助金を一括交付することで、小学校区単位の活動が活発になり、市民自治協議会が広がるといった方法もあると考えており、今後も各種検討を進める予定である。

【清水委員】各種取組を進めるにあたり、人員確保と周知不足が課題であると認識した。

【地域コミュニティ推進課】正垣委員の意見、市の補助金の交付対象について回答する。交付対象は、生駒市自治連合会に所属している自治会である。交付の趣旨は、行政活動を円滑に推進するため、各種行政事業及び住民自治の意識に基づく生活環境の整備等、住み良い地域づくりに寄与している自治会に対して、予算の範囲内で交付するというものである。続いて、集会所の利用状況は把握しているかというご意見について、集会所や自治会館等は自治会で管理運営しており、自治会活動として自治会館を使っているかどうかは、年度末の報告で把握しているが、その他の使用状況は把握していない。集会所等は地域コミュニティの拠点となるものなので、公益活動を全面的に行っている自治会の支援、拠点である集会所の支援が必要であると考えている。

【正垣委員】昨年自治会の役員を担ったが、集会所の利用が少ないと感じた。定例会議を除き、住民が使用する頻度は極端に少なく、補助金をもらうことに疑問を感じた。

【地域コミュニティ推進課】地域により使用頻度は異なっており、よく利用されている自治会館もある。自治会館等は、災害時に一時的な拠点になるため、一定整備が必要である。

【正垣委員】他の新興住宅街も同様に、集会所の利用が少ない状況にあるのではない意見した。活用できる仕組みなどがあると良い。マチサポ生駒等の取組はユニークであり、拠点として活用できるよう連動すると良いと思う。

【事務局】マチサポいこま等の事業に活用できる拠点、場があれば、ららポートと連携することで発展する可能性がある。また、ららポートは人材バンクの要素もあるので、拠点の活用など相談いただければ、地域のにぎわいづくりにつながる。

【正垣委員】森林環境譲与税に関する質問であるが、他市では学校で使用する机に地元の木材を使用している等の例があるが、生駒市はどうか。林業が盛んな地域ではないので、使途が気になり質問した。

【事務局】林業に従事している市民は少ない。ナラ枯れの対策等に活用されているのではないかと推察する。

【中川委員長】43条（市民自治協議会等）、44条（市民投票）、45条については、委員から改正等の提案がなかったため、解説文の変更等は実施しない。コミュニティ・スクール等に対する回答は資料に記載されているが、部活動指導員による指導実施、地域移行に向けてスポーツ振興課による地域クラブの創設が進んでいるとあるが、詳細はどのようなものか。また、文科系の部活動もあるが状況はどうか。コミュニティ・スクール等を通じて、地域と協議ができているのか。

【事務局】コミュニティ・スクールは協議の場であり、学校、教育委員会等で取り組んでいる。地域移行については、スポーツ振興課とともに協議を進めていると聞いている。地域クラブの創設については、教職員の長時間労働等の課題もあり、地域における担い手の探索、確保を進めていると聞いている。

【中川委員長】教職員の働き方改革を目指して文部科学省が登下校の見守りは教職員の業務外、クラブ活動等の顧問は教職員の義務ではない等の通知を発出しており、従来と比較して大きな変化が生じている。部活動の担い手が不足することへの対応とし

て、地域で充当するというのが国の姿勢である。地域で人材が見当たらない場合の対応を確認するため質問した。他市の例であるが、地域で担い手を見つけることができず、指導員の賃金等を予算計上している例があるが、安易な民営化になってはならないと考えている。今回のような機会こそ地域と繋がるチャンスだと捉えるべきである。協議する場としてコミュニティ・スクールが機能すると良いが、現状は異なる印象である。文化系の部活動についても、地域には様々な教室があり指導者は存在する。部活動の地域移行は差し迫った課題だと認識している。

【森岡副委員長】コミュニティ・スクールについて、学校で実施すべきことだと考えるが、地域に求められることが多いと感じている。安全管理など、地域だけでは対応できないことも多く、予算等の制約がある中、運営が難しいと感じている。

【中尾委員】地域は何かしたいという思いがあるが、学校からのアクションは薄い印象を受ける。

【相川委員】第5章の審議に際して意見交換をしたと記憶している。教育委員会の資料では、コミュニティ・スクールとは、学校が地域のために果たす役割を考えるものと回答があった。

【中川委員長】学校と地域の繋がりが構築できれば、こどもの安全管理においても効果がある。地域で挨拶ができる関係が良いが、一方で都市によって挨拶をすると声掛け事件として通報されることもある。こどもの安全を地域だけで担保することは難しく、そういった課題の解決に向けてコミュニティ・スクールがあるのではないか。壱分小学校のように、みんなが挨拶をする環境を作ることができれば、防犯力も高まりこどもの安全を守ることになる。単なる挨拶から地域ぐるみの挨拶運動に昇華させるためにも、コミュニティ・スクールを活用すべきである。学校当局と連動することで取組は進められると考える。こどもが不利益を被らないよう、関係者で協議を進めていく必要がある。以上で第7章第2節の見直しを終える。

(5) 自治基本条例の見直し・検討(第7章)総括

【事務局】第46条について、解説文に追加する提案が総務課からあった。条例等に関する解説文の追加であるがどうか。第47条についても同様である。

【中川委員長】良い提案である。

【事務局】これまでの会議を経て、解説文を変更すべき箇所が多々あるが、変更案の作成等については、委員の皆さまのご協力をお願いしたい。

【中川委員長】解説文の変更案の作成に向けて、事務局の変更原案を委員に配布いただきたい。また、条例の内容について、法律学的に甘い定義等があることは事実だが、条例を運用するうえで欠陥があるわけではない。次回の改訂で条文改正を検討すればよいと感じている。

【相川委員】先ほど議論があった市民自治及び市民自治活動という文言について、第40条から第42条の見出し等を市民自治活動にすれば矛盾がなくなる。市民自治という範囲の広い文言を使用しているために齟齬が生じているので、共同体意識がある範囲の活動を市民自治活動という文言で統一すると問題ない。

【中川委員長】参考意見として記録されたい。法務部門と相談し、対応を検討されたい。他に意見等が無ければ、これをもって本年度第4回の市民自治推進委員会を終了する。

以上